

ID: 3033

担当部署: 産業課

処分の概要	立木の伐採等の許可
法令名 根拠条項	森林法 第34条第1項及び第2項(これらの規定を第44条において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和26年法律第249号
<p>【基準】</p> <p>法第34条第1項から第5項までの規定による。 (保安林における制限)</p> <p>第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合</p> <p>(2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合</p> <p>(3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合</p> <p>(4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合</p> <p>(5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合</p> <p>(6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合</p> <p>(7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(8) 除伐する場合</p> <p>(9) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合</p> <p>(2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合</p> <p>(3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合</p> <p>(4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(5) 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合</p> <p>(6) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る</p>	

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

- 5 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日